

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-3-1
処分の種類	改善計画の認定の取消			
根拠法令条例等・条項	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第9条第2項			
処分の概要	<p>介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴いその改善計画が、雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置(以下「改善措置」という。)を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律</p> <p>(改善計画の認定) 第八条 事業主は、介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴いその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生 of 充実その他の雇用管理の改善に関する措置(以下「改善措置」という。)についての計画(以下「改善計画」という。)を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 改善措置の目標 二 改善措置の内容 三 改善措置の実施時期 3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(改善計画の変更等) 第九条 前条第一項の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。 2 都道府県知事は、認定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。</p>			
基準の制定根拠	—			